

法文学部学生の長期にわたる教育課程等の履修について（案内）

【昼間主コース】

本学部では、学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修を認めることができる長期履修学生制度を導入しています。

- ① 長期履修学生制度の適用を希望することができる者は、以下の通りです。
 - (1) 入学時における年齢が満23歳以上で、5年以上社会人としての経験を有する者とし、現に職業に従事している者（定時制、夜間、通信制以外の学校（大学を含む。）の在学期間は、社会人としての経験年数に含みません。）
 - (2) その他やむを得ない事情があると学部長が特に認める者
- ② 長期履修学生制度の適用を受けた学生の修業年限は、学則に規定された4年に2年を加えた年数とします。なお、修業年限の変更はできません。
- ③ 長期履修学生制度の適用を希望する者は、入学手続時に入学手続関係書類と一緒に長期履修学生履修申請書を提出してください。
- ④ 長期履修学生履修申請書を提出した者は、当該学科において書類審査及び面接による審査を行います。
- ⑤ 入学手続の際に長期履修学生履修申請書を提出した者は、本学からの通知があるまで前学期の授業料は納入しないでください。
- ⑥ 長期履修学生制度の適用を受けた学生の授業料の年額は、4年間の合計額を新たな修業年限の年数で均等に除した額となります。なお、長期履修学生として認められた者の前期の授業料は、令和6年4月に納入することになります。

参考

$$\frac{535,800 \text{ 円 (年額授業料)} \times 4 \text{ (修業年限)}}{6 \text{ (長期在学期間)}} = 357,200 \text{ 円 (年額授業料)}$$

* 178,600 円 (半期授業料)

- * 授業料の額は、令和5年度の納付額であり、令和6年度は改定になる場合があります。
- * 在学中に授業料改定が行われた場合は、新授業料を適用します。